人ある限り人権を

やまびこ人権文化センターだより

2026 11

発行　やまびこ人権文化センター　倉吉市中河原 772-6　TEL/FAX 0858-28-4265

やまびこ合同サロン

健康教室「健康長寿の秘訣」＆カップデザート作り

日 12 月 10 日（木）午前 10 時～12 時
所 やまびこ人権文化センター1F 和室
料 300 円（デザート材料代実費）
申・問 やまびこ人権文化センター ☎２８－４２６５



※11 月 30 日（月）までに申込をしてください。

＊健康教室は「ヤクルト出前健康教室」を活用して開催します。終了後、カップデザートを作ってクリスマス気分を味わいましょう。

11 月「やまびこデイ」のお知らせ

日 西鴨　5 日(木)、天神野　19 日(木)、中河原二　26 日(木)
時 午前 10 時から

小鴨地区文化祭

「やまびこ映画館」へどうぞ！

人権啓発映画「破戒」「橋のない川」上映会

日 11 月 14 日(土)・15 日(日)
所 やまびこ人権文化センター１階 図書室

～ 上映時間と作品について ～



11 月 14 日(土) 午後 1 時 30 分～
映画「破戒」119 分

島崎藤村の不朽の名作。「自分の故郷を語れない、好きな人に気持ちを伝えられない」と自らの出自に苦悩する主人公の葛藤を描いた作品。

11 月 15 日(日) 午前 10 時～
映画「橋のない川」132 分



住井すゑの大ベストセラー小説が原作。真の人間の豊かさとは何かを問いながら、全国水平社結成に至るまでの人々の闘いを描いた作品。

幸多き１年になりますように

来年の干支「ひつじ」の置物 が完成しました！

10 月 22 日、やまびこ合同サロンで来年の干支「未（ひつじ）」の置きものづくりを行いました。参加者は、自分が選んだ色の毛糸を使って、可愛らしいひつじを完成させ、楽しく交流しながら新しい年を迎える準備が出来ました。完成した作品は、小鴨地区文化祭と部落解放文化祭で展示する予定です。





小・中学校地区学習会

ボテ茶体験交流を行いました！

10 月 21 日、小鴨小学校地区学習会と西中学校地区学習会が合同で「ボテ茶体験交流」を行いました。参加した児童生徒は、講師の森眞壽美さん、森照代さんから、ボテ茶の歴史や地域で大切に受け継がれてきた思いなどのお話を聞いた後、実際に自分たちでボテ茶を点て、おかずと一緒に楽しみました。



困りごとや人権侵害ひとりで悩まないで　人権文化センターは身近な相談窓口です

人権文化センターはこどもから高齢者までのさまざまな人権問題や生活の困りごとについての相談に応じています。市の窓口や関係機関の紹介など対応していますので、気軽にご相談ください。
差別落書き・差別発言などに遭遇されましたら、**倉吉市人権政策課(☎22-8130)**または、**やまびこ人権文化センター(☎28-4265)**にご連絡ください。



人権のまど

11月23日は「勤労感謝の日」
ー 働く人の人権を考える ー

私たちの暮らしや社会は、さまざまな仕事によって支えられています。仕事にはそれぞれ異なる形や役割がありますが、そこに上下があるわけではありません。「勤労感謝の日」をきっかけに、「働くこと」を人権の視点で考えてみましょう。

■ さまざまな仕事が、私たちの暮らしや社会を支えています

仕事には「立派な仕事」「そうではない仕事」があるでしょうか。農業、製造、運送、教育、医療、福祉、清掃など、私たちの暮らしは、さまざまな仕事によって支えられ、それぞれ大事な役割を担っています。仕事に上下はなく、それを必要をする人があり社会が成り立っています。どのような仕事であっても、そこで働く一人ひとりが尊重されることが大切です。

■ 家事、育児、介護も大切な仕事です



家事や育児、介護などの家庭で担われている仕事も、私たちの生活を支える大切な仕事です。こうした仕事は「家族だから当たり前」「女性がするもの」と役割を決められるものではなく、社会や家庭を支える大切な役割を担っていると認め合うことが大切です。

■ 無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）はありませんか



職場では、外国人や障がいのある人、高齢者などさまざまな人が働いています。私たちには、「男性は仕事、女性は家事」「外国人だから肉体労働で」「高齢者にはデジタルは無理」など無意識な思い込みがあるかもしれません。相手を性別や年齢、障がいの有無などの属性だけで決めつけず、一人ひとりの個性や能力に目を向けることが大切です。

■ 事業主にカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」）対策が義務付けられました

10月1日から、事業主にはカスハラを防止するための措置を講じることが義務付けられました。これは働く人の人権を守り、安心して働く環境をつくるための取り組みです。商品やサービスについての意見や苦情を伝えることは消費者にとって大切な権利ですが、中には過剰な要求を行ったり、商品・サービスに不当な言いがかりをつけたりするものもあります。人格を否定する言動や過度な要求などによって、働く人の尊厳を傷つけるカスハラは、あってはいけません。

■ 自分らしく、安心して働ける社会に向けて

私たちは、知らず知らずのうちに、性別や年齢、国籍などから相手を判断してしまうことがあります。こうした思い込みや偏見は、働く人の「仕事を任せてもらえない」「能力を発揮する機会を失う」など不利益につながることがあります。

相手を一人の人として尊重し、相手の立場を考えて行動すること。
それは私たち一人ひとりの人権を守ることにもつながります。

